

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	デジタル改革関連法（２） —個人情報保護制度の見直しとマイナンバー利用拡大—
著者 / 所属	森 秀勲・大曾根暢彦 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	437 号
刊行日	2021-7-30
頁	18-34
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20210730.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

デジタル改革関連法（２）

— 個人情報保護制度の見直しとマイナンバー利用拡大 —

森 秀勲

大曾根暢彦

（内閣委員会調査室）

- １．はじめに
- ２．個人情報保護制度の見直し
 - （１）個人情報保護法等の改正に至る動き
 - （２）国会論議
- ３．マイナンバーの利用範囲の拡大等
 - （１）整備法案によるマイナンバー法等の改正
 - （２）公金受取口座登録法案及び預貯金口座個人番号利用申出法案
- ４．おわりに

１．はじめに

令和３年５月１２日、デジタル改革関連６法案^１が参議院本会議で可決、成立した。

本稿は、これらの法案のうち、①「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」（以下「整備法案」という。）に規定された個人情報保護制度の見直し、並びに②「整備法案」、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案」（以下「公金受取口座登録法案」という。）及び「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案」（以下「預貯金口座個人番

^１ 「デジタル社会形成基本法案」（閣法第 26 号）、「デジタル庁設置法案」（閣法第 27 号）、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」（閣法第 28 号）、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案」（閣法第 29 号）、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案」（閣法第 30 号）及び「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」（閣法第 31 号）。このうち「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」（衆参の総務委員会で審査）を除いた 5 法案が衆参の内閣委員会で審査された。

なお、これらの法案の審議経過等に関する情報については、参議院ウェブサイト「議案情報」の第 204 回国会のページ〈<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/204/gian.htm>〉を参照。以下、本稿に掲載されているウェブ情報の最終アクセスは令和３年７月８日。

号利用申出法案」という。)に規定されたマイナンバーの利用範囲の拡大等に関する主な国会論議について整理したものである²。

2. 個人情報保護制度の見直し

(1) 個人情報保護法等の改正に至る動き

デジタル社会においては、流通するデータの多様化・大容量化が急速に進展し、データの悪用や濫用による被害が甚大化すること等により、国民の不安が増大することも懸念される。そこで、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)に盛り込まれた「デジタル社会を形成するための基本原則」では、個人情報の保護を進めること等により、デジタル利用の不安を低減し、安全・安心なデジタル社会を目指すこととされた。

我が国の個人情報保護法制は、基本法としての性格を持つとともに民間部門の個人情報保護について規律する「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)のほか、行政機関の個人情報保護について規律する「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)、独立行政法人等の個人情報保護について規律する「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。)の3法(以下上記3法をまとめて「個人情報保護関係3法」という。)があり、地方公共団体の個人情報保護については、各地方公共団体が制定した個人情報保護条例等により規律されている。

しかし、近年、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータ利用が活発化している中、例えば、国立大学と民間研究機関等に適用される個人情報保護に関する規律が異なるため共同研究が実施しにくい等、現行法制の縦割りに起因する規制の不均衡や不整合がデータ利活用の支障となっていること等が大きな課題と認識されるようになった。これに今回のデジタル改革に向けた政府方針等も加わり、内閣官房に係省庁から成る「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」を設置して検討を行った結果、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法を統合して1本の法律とするとともに、地方公共団体等の個人情報保護制度についても統合後の法律の中で全国的な共通ルールを設定する等の法改正を行うこととした(図表1参照)。

こうした経緯を踏まえ、令和3年2月9日、個人情報保護制度の見直し等を内容に含む「整備法案」³が国会(衆議院)に提出された。以下、関連する主な国会論議について紹介

² 「デジタル社会形成基本法案」及び「デジタル庁設置法案」については、本号掲載の柳瀬翔央「デジタル改革関連法(1)ーデジタル社会形成基本法の制定とデジタル庁の創設ー」参照。

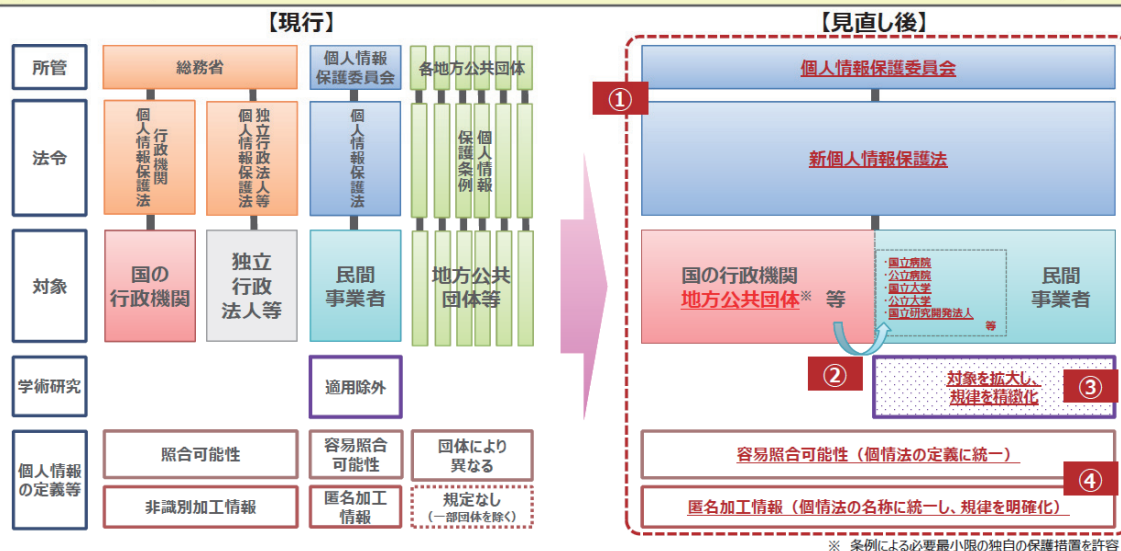
³ 「整備法案」では、個人情報保護制度の見直しについて、①個人情報保護関係3法を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度に係る全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するほか、②医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院・大学等には原則として民間の病院・大学等と同等の規律を適用、③学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化、④個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化する等の措置を講ずることとしている(内閣官房「デジタル

する。

図表 1 個人情報保護制度見直しの全体像

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



(出所) 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告(概要)」(令和2年12月)

(2) 国会論議

ア 自己情報コントロール権の明記

個人の尊厳を維持するためには、単に個人の秘密を守るために個人情報保護されなければならないだけでなく、個々人が自己情報の流れを本人の側からコントロールする権利も保障されなければならない等の考え方から、一部の地方公共団体の個人情報保護条例の前文や目的規定などには、自己情報コントロール権を明記する例がある（沖縄県、京都府八幡市等）。また、政府の「デジタル社会を形成するための基本原則」においては、「個人が自分の情報を主体的にコントロールできるようにすること等により、公平で倫理的なデジタル社会を目指す」こととされている⁴。

こうしたことから、個人情報保護法の目的規定にも自己情報コントロール権を明記す

社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要」〈http://www.cas.go.jp/jp/houan/210209_3/siryou1.pdf〉)。

⁴ 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）2頁

る必要があるのではないかと指摘がなされた⁵。これに対し平井デジタル改革担当大臣は、自己情報コントロール権については、その内容、範囲及び法的性格に関して様々な見解があって、明確な概念として確立していないとし、論者によって理解の異なる概念を法律に権利のように書いてしまうと混乱が生じるおそれがあるとした。具体的には、自己情報コントロール権という言葉の響きから、個人情報保護法があたかも自己に関する情報について所有権に類する財産的な権利を保障したものであるかのような誤解を生む可能性すらあると述べ、法律に規定することについては否定的な考えを表明した。一方で、事業者や行政機関等が保有する個人情報の取扱いに関する本人の関与を保障すること自体は重要だと考えており、改正案においても、現行法に引き続き本人による開示、訂正、利用停止請求等を可能とする規定を個別に設けており、個人情報保護委員会がこれらの規定を適切に運用して個人の権利利益を実効的に確保していくことが重要である旨答弁した⁶。

イ 個人データの集約、濫用の懸念

デジタル改革関連法案により新設されるデジタル庁に権限が集中し、国民の個人情報が集約されるのではないかと懸念に対しては、平井大臣は、今回の法案は、個人情報の一元化、一元管理を図るものではなく、国や地方自治体において引き続きそれぞれ個人情報を分散して保有、管理することを前提にシステムやルールを標準化、共通化するものであり、デジタル庁や内閣情報調査室に情報収集に関する新たな権限を付与するものではないとし、丁寧に法案の内容等を説明して、国民の懸念や不安を払拭していきたい旨答弁した⁷。

また、各業務システムに関するデータのアクセス権限は、データを所管する行政機関がそれぞれ設定するとともに、当該データが格納されるクラウド上の領域は他のデータが格納される領域とは論理的に分離することとしており、従前と同様にデータを所管する行政機関以外には当該データにアクセスすることはできないと述べた。さらに、一般的にはデータを所管している組織内であっても業務目的以外でデータにアクセスすることは禁じており、不正にデータにアクセスした場合には不正アクセス行為の禁止に関する法律により懲役や罰金といった罰則を受けることとなるほか、ガバメントクラウドの実装に当たっては、最新かつ最高レベルのセキュリティとアクセス制御技術を持つ複数のクラウド環境を採用する予定であり、分散管理や不正アクセス防止策は現行システムよりも更に高度になると考えているとし、理解を求めた⁸。

収集した個人データを基に、AI等を利用して本人に関する情報等を分析し、今後の行動の推計等を行う、いわゆるプロファイリングについても個人情報保護法で規制すべ

⁵ 衆議院内閣委員会においては、立憲民主党・無所属より個人情報保護法の目的規定への自己情報コントロール権の明記等を内容とする「整備法案」の修正案が提出されたが否決された（第204回国会衆議院内閣委員会議録第14号4頁（令3.4.2））。修正案の本文、新旧対照表等については、衆議院法制局ウェブサイト「衆法情報」〈https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/housei/html/h-shuhou204.html〉参照。

⁶ 第204回国会参議院内閣委員会会議録第13号18頁（令3.4.20）

⁷ 第204回国会参議院内閣委員会会議録第14号（令3.4.22）

⁸ 第204回国会参議院内閣委員会会議録第14号（令3.4.22）

きではないかと問われ、個人情報保護委員会事務局は、プロファイリングについての確立された定義はないとしつつ、その目的、態様により個人の権利利益を侵害する場合には問題となり得るものであり、そのような場合は厳格に対応することが重要との認識を示した。その上で、事業者がプロファイリングのために個人情報を取り扱う場合にも、利用目的の特定・通知、公表、安全管理措置、第三者提供に関する同意といった個人情報保護法の規律に服することとなることに加え、令和2年の個人情報保護法改正においては、プロファイリングの懸念に対応すべく、利用停止・消去等の要件の緩和、不適正利用の禁止、第三者提供記録の開示、提供先において個人データとなることが想定される情報の本人同意といった新たな規律を導入するなど一定の対応を行っており、プロファイリングという行為のみに着目するのではなく、その結果、個人の権利利益が侵害されているかどうかが重要である旨答弁した⁹。

ウ 医療分野における規律の統一

現行の個人情報保護法制において、国立病院、公立病院、民間病院とでは、同じ病院であっても適用される個人情報保護の規律が異なっているが、今回、医療分野の個人情報に関する規律を全国的に統一し、国立、公立、民間の別を問わず、原則として同じ規律を適用することとしている。

この改正による具体的効果について、平井大臣は、例えば、複数の医療機関の間での連携が円滑に行われるようになり、患者の容体に応じた最適な医療が受けられるようになる、医療機関の間の共同研究が行いやすくなり新たな治療薬やワクチンの開発期間が短縮される、感染症の流行や大規模災害への対応等の全国的課題について必要な情報が関係機関の間で迅速に共有されるといったメリットがあるものと考えている旨答弁した¹⁰。

エ 学術研究に係る適用除外規定の精緻化

現行法上、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合は、一律に個人情報取扱事業者の義務規定の適用を除外していることから、我が国の学術研究機関等にEU圏から移転される個人データにはGDPRに基づく十分性認定の効力が及ばないこととされている¹¹。しかし、このような状況は、国際的な共同研究を行う際の支障ともなり得るとの観点から、今回の改正では、一律の適用除外規定を見直し、内容の精緻化を図っている¹²。

適用除外規定の見直しによりGDPRに基づく十分性認定が得られるのか、その見直しなどについて見解を問われ、個人情報保護委員会事務局は、今回の改正により学術研

⁹ 第204回国会参議院内閣委員会会議録第15号（令3.4.27）

¹⁰ 第204回国会参議院内閣委員会会議録第15号（令3.4.27）

¹¹ GDPR（General Data Protection Regulation：EU一般データ保護規則）は、EU域内の個人データ保護について規定する規範である。十分性認定とは、欧州委員会が十分なレベルの個人データ保護を保障している国や地域を認定するものであり、これによりEUとの越境データ移転が容易になる。

¹² 学問の自由の中核である研究活動の自由及び研究結果の発表の自由を引き続き十全に確保する観点から、利用目的による制限、要配慮個人情報の取得制限、個人データの第三者提供の制限等については引き続き適用除外とし、規律を課しても典型的に実施困難な研究活動が生じるわけではないと考えられる安全管理措置、保有個人データの開示等については例外規定を置かないこととしている。

究機関等に対して一定の範囲で個人情報保護委員会の権限が及ぶことになるため、充分性認定を得るための協議に着手することが可能になると考えているとし、現時点でEUから充分性認定を得ることができるかどうかについては予断を持つことはできないが、これまで日EU間での対話等を通じて築いてきた良好な関係を基に、EUとのこれまでの議論を踏まえた上で協議を進めていくとの方針を示しており¹³、今後の動向が注目される。

オ 官民の個人情報の定義統一

現行法上、個人情報保護法における個人情報の定義は「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」とされている。つまり、容易には照合できない（照合容易性がない）場合は個人情報に該当しないこととされている。一方、行政機関個人情報保護法等の個人情報の定義においては、照合容易性が要件とされていない。

今回の改正では、官民における個人情報の定義を統一（現行の個人情報保護法の定義を採用）することとしているため、行政機関等における個人情報に該当するものの範囲がこれまでより狭くなり問題ではないかとの指摘がなされた。個人情報保護委員会事務局は、現行の行政機関個人情報保護法における個人情報のうち、今回の改正後、個人情報に該当しないこととなる情報について、①匿名加工情報、②外部から取得した仮名加工情報、③提供元では個人を識別できないが提供先で個人を識別可能となる情報の3種類が想定されると述べた。その上で、①及び②については、本人を識別するために他の情報と照合してはならない義務及び保有個人情報の安全を確保する措置を講じる義務（改正後の個人情報保護法第73条、第121条、第123条）、③については、提供先への措置要求義務等（利用方法等の制限、漏えい防止等のための適切な管理措置要求等）（改正後の個人情報保護法第72条）を新たに設けることで、保護の質が低下しないような措置を講じている旨答弁した¹⁴。また、平井大臣は、故意に個人情報の漏えい等を行った場合の罰則について、行政機関の職員に対しては民間事業者よりも重い罰則が科されるなど、改正法案全体を見た場合には、行政機関に対する規制の方が民間より弱いとは言えない旨答弁した¹⁵。

カ 行政機関等による目的外利用の範囲

行政機関等は、所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて「相当の理由があるとき」、行政機関等以外であっても「特別の理由があるとき」は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができることとされた（改正後の個人情報保護法第69条

¹³ 第204回国会参議院内閣委員会会議録第17号（令3.5.11）

¹⁴ 第204回国会衆議院内閣委員会会議録第11号17頁（令3.3.19）

¹⁵ 第204回国会衆議院内閣委員会会議録第11号23頁（令3.3.19）

行政機関の職員等が正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記載された個人情報ファイルを提供した場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとされている（改正後の個人情報保護法第176条）。個人情報取扱事業者（民間事業者）やその従業員等が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供・盗用した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされている（改正後の個人情報保護法第179条）。

第2項)。

しかし、文言が抽象的であり、行政機関等による本規定の濫用を防ぐためには、目的外利用が可能となる条件をより限定すべきではないかとの指摘がなされた。平井大臣は、「相当の理由があるとき」とは、個々の事案に応じて個人の権利利益保護の必要性和個人情報情報の有用性を比較考量して、個人情報情報の有用性が上回る場合が該当する旨述べ、現行法の下でこれに基づく保有個人情報情報の提供が行われた事例として、外務省が在外邦人の連絡先等のデータを地籍調査のために市区町村に提供した例、国土交通省が日本の船舶に関する登録データを固定資産税の税額決定等のため総務省に提供した例を挙げた。また、「特別の理由があるとき」とは、個々の事案に応じて行政機関等に対する提供に匹敵するような高度の公益性が認められる場合をいい、現行法での事例として、法務省が矯正施設に収容されている人の名簿を人権救済申立てに関する調査のために弁護士会に提供した例、外務省が在留外国人の氏名等の情報を本人の安否確認のために日本赤十字社に提供した例を挙げた。その上で、相当の理由や特別の理由の判断は、第一義的には当該個人情報情報を保有する行政機関等が行うが、その判断が適正であったかどうかは個人情報保護委員会が監視することとしており、決して行政機関等による恣意的な判断を許すものではない旨答弁した¹⁶。

なお、行政機関等が保有する個人情報情報の目的外利用等に関しては、衆参内閣委員会において、「相当の理由」及び「特別の理由」の認定を厳格に行うよう求める附帯決議がなされている¹⁷。

キ 地方公共団体における個人情報保護制度

昭和 59 年 7 月、福岡県春日市が全国で最初に個人情報全般を保護する条例を制定した。これは、国の法制化に先立つ取組である。現在では全ての都道府県、市区町村で個人情報保護条例が制定されており¹⁸、各地方公共団体において独自の取組がなされているが、今回の法改正では、地方公共団体における個人情報の取扱いに関する全国的な共通ルールについて、法律で規定することとした。

その理由について、平井大臣は、我が国の個人情報保護法制が地方公共団体の先進的な取組によって主導されてきたのは紛れもない事実としつつも、いわゆる二千個問題として、地方公共団体ごとの条例の規定やその解釈が異なることがデータの利活用に支障となった事例が出てきた、条例がないなど求められる保護水準を満たさない団体がある等の指摘があり、データの利活用を円滑化するためのルールや運用の統一を求める声が高まっていることを挙げた¹⁹。

¹⁶ 第 204 回国会参議院内閣委員会会議録第 14 号 (令 3.4.22)

¹⁷ 衆参の内閣委員会における附帯決議については、衆議院ウェブサイト<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/naikaku6DA3AA22AF458D03492586B0003D0C26.htm>、参議院ウェブサイト<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/204/f063_051117.pdf>を参照。

¹⁸ ただし、一部事務組合等については、個別の個人情報保護条例を制定していないなど条例の適用関係が明らかでない団体が少なくとも 613 団体存在することが指摘されている (個人情報保護委員会事務局「個人情報保護条例に係る実態調査結果」(令和 2 年 5 月))。

¹⁹ 第 204 回国会衆議院内閣委員会会議録第 11 号 33 頁 (令 3.3.19)

なお、地方公共団体によるデータ利活用について、三木由希子参考人 (特定非営利活動法人情報公開クリア

ク 共通ルールの設定と地方自治の本旨、独自の保護措置が可能な範囲

国による共通ルールの設定は、自治体が独自の制度を構築してきた歴史を無視し、地方自治の本旨に反するのではないかと意見に対し、内閣官房は、共通ルールの設定は、地方自治法上の国と地方の役割分担という観点からは国が担うべき役割であるとし、地方公共団体は、地域の特性に照らして必要がある場合には法律の範囲内で条例による独自の保護措置を講ずることは可能であること、今回の改正により個人情報保護委員会に与えられる地方公共団体に対する勧告等の権限についても、国の関与に関する地方自治法上の一般原則の枠内であること等を挙げ、今回の改正が地方自治の本旨に反するものではない旨答弁した。また、条例で定めることが可能な独自の保護措置の範囲については、具体的には、地域の特性に照らし特に配慮が必要と考えられる個人情報を要配慮個人情報と同様に取り扱うこと、当該団体の情報公開条例との整合性を確保するために本人開示等請求における不開示情報の範囲を修正することに加え、法の実施のための細則、団体内部の手続的事項、具体的な法的効力を伴わない理念事項、個人情報保護以外の観点から定められる事項、地方議会の自律権に関する事項等が想定されたとした。その上で、今後も、法施行のためのガイドラインの策定、あるいは個人情報保護法の定期的な見直しにおいては、住民に密着した行政を行う地方公共団体の意見や提案を積極的に反映させていくことが重要と考えている旨答弁した²⁰。

ケ 個人情報保護委員会の体制強化

今回の個人情報保護制度の見直しに伴い、独立規制機関である個人情報保護委員会が、民間事業者のみならず、行政機関、地方公共団体等を含めた我が国全体における個人情報の取扱いを一元的に監視、監督する体制を構築することとしているが、行政機関等への監督に関しては、違反に対して罰則が科される命令規定等が導入されていないことについて問われ、内閣官房は、個人情報保護委員会は職権行使について高度の独立性を有する機関ではあるが、我が国の行政組織の体系上は内閣府の外局であり、他の行政機関とは基本的に対等の立場にあり、上下の指揮命令関係にはないため、個人情報保護委員会が他の行政機関に対して法的拘束力のある命令を行うことは、我が国の行政組織の基本的な体系と整合しないことを理由として挙げた。その上で、個人情報保護委員会が他の行政機関に対して持つ勧告権は、法的拘束力を持つものではないが、独立規制機関の意見として当然に尊重されることが予定されており、通常、行政機関が勧告に従わないということは想定されない旨答弁した²¹。

今後、官民の個人情報保護の監視、監督を一元的に担うことになる個人情報保護委員会の人員や組織の体制強化を求める質疑も多くなされたが、平井大臣は、個人情報保護委員会の所掌事務や権限の大幅な拡大強化に伴い、その人員や組織を十分に強化してい

リングハウス理事長）は、行政サービスを直接行う自治体はデータの宝庫であり、データ活用の議論が起こるのは避けがたいことであるが、本来の業務に対する不信感につながるような個人データの利用は本末転倒であり、匿名加工等によるデータ利活用の対象や必要性等についても、住民が見えるところできちんと議論する必要がある旨指摘している（第204回国会参議院内閣委員会会議録第16号（令3.5.6））。

²⁰ 第204回国会参議院内閣委員会、総務委員会連合審査会会議録第1号（令3.4.27）

²¹ 第204回国会衆議院内閣委員会会議録第11号23頁（令3.3.19）

くことは必要だと考えているが、具体的な内容については、令和4年度からの改正法の施行に向けて、機構・定員要求等の政府内での所要の調整プロセスを経た上で、国会に対して示すことになる旨答弁した²²。

3. マイナンバーの利用範囲の拡大等

(1) 整備法案によるマイナンバー法等の改正

ア 経緯及び規定内容

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。)は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続に関し、適切な管理の下に個人等を識別するための番号(マイナンバー。法律上は「個人番号」)を利用し、効率的かつ安全に情報の授受を行うことができるようにするために制定された法律である²³。マイナンバー法では、マイナンバーの利用等の範囲は個別に規定されている²⁴が、同法制定後も関係省庁において検討が行われ、その範囲が拡大されている²⁵。

令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」に盛り込まれた「国・地方デジタル化指針」では、マイナンバーの利活用の促進、マイナンバーカードの機能強化等についての取組方針が示された²⁶ことを踏まえ、令和3年2月9日に国会(衆議院)に提出された「整備法案」(前述1.「はじめに」参照)において、①マイ

²² 第204回国会参議院内閣委員会会議録第15号(令3.4.27)

²³ マイナンバー制度については、内閣府ウェブサイト「マイナンバー 社会保障・税番号制度 概要資料」(令和2年5月内閣官房番号制度推進室・内閣府大臣官房番号制度担当室)〈<https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/seidogaiyou.pdf>〉、内閣府ウェブサイト「マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)」(令和3年2月)〈<https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/roadmap202102.pdf>〉参照。また、地方自治体行政のデジタル化の基盤としてのマイナンバー制度等について、皆川健一「地方自治体のデジタル化の実現に向けて—システム標準化とデジタル化の基盤となるマイナンバー制度—」『立法と調査』No.430(2020.12)参照。

²⁴ マイナンバー法の別表第1においてマイナンバーの利用範囲(利用者及び利用対象事務)、別表第2において「情報提供ネットワークシステム」を利用した情報連携における特定個人情報(マイナンバーをその内容を含む個人情報)の提供範囲(情報照会者、情報提供者、提供対象事務、提供対象となる特定個人情報)を定めている。

²⁵ マイナンバー法制定後のマイナンバーの利用範囲の拡大等に関して、平成27年の個人情報保護法・マイナンバー法改正法(平成27年法律第65号)において、預貯金口座へのマイナンバーの付番(預貯金者には告知義務なし)、医療等分野におけるマイナンバーの利用範囲の拡充等(特定健康診査情報、予防接種履歴)、地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等が盛り込まれた。

また、令和元年、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第16号)において、罹災証明書の交付事務を新たにマイナンバーの利用範囲とし、乳幼児に対する健康診査に関する事務等への情報連携を可能とすること等が規定されたほか、戸籍事務等に係る情報連携を定める「戸籍法の一部を改正する法律」(令和元年法律第17号)及びマイナンバーカードを利用した医療保険のオンライン資格確認の導入等を定める「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第9号)が成立した。

²⁶ 「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて(国・地方デジタル化指針)」(「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)別添1。以下「国・地方デジタル化指針」という。)〈<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/201225/siryou7.pdf>〉では、①医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る資格についての情報連携の活用(同36～37頁)、②マイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載(同32～33頁)、③マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化(J-LISの体制強化等)(同18～19頁)、④本人同意に基づく基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)等の提供(同35頁)については、令和3年通常国会に所要の法律案を提出することとされた。

ナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化について、国家資格関係事務、健康増進事業の実施事務、高等学校等就学支援金の支給事務、知的障害者（児）の判定事務におけるマイナンバーの利用及び情報連携の拡大、従業者本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の提供を可能とするマイナンバー法改正等の規定が盛り込まれたほか、②マイナンバーカードの利便性の抜本的向上等に関して、現在マイナンバーカードが内蔵するＩＣチップに搭載されている電子証明書を活用した公的個人認証サービスが提供されているところ²⁷、マイナンバーカード所持者について同様の電子証明書をスマートフォン（移動端末設備）に搭載することを可能とする等の関係法律の改正規定が盛り込まれた（図表２参照）。

図表２ 「整備法案」（マイナンバー関係）の概要

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正） ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。 ② 従業者本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。 施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から４年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和３年９月１日（②） マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正） <マイナンバーカードの利便性の抜本的向上> ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。 ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本４情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。 ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。 ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等 施行日：公布日（①）、公布から２年以内（①以外） <マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化> ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。 ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。 ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等 施行日：令和３年９月１日

（出所）内閣官房「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要」より抜粋

イ 国会論議

（ア）マイナンバーの仕組みへの影響

「整備法案」によりマイナンバー制度がどのように変わるのかについて問われ、内閣官房は、マイナンバーは住民全員に付され、かつ、重複がないことと、これにより本人を特定できることを特徴とするＩＤ番号であるが、このＩＤの仕組み自体は基本的に今回の法案では変わらない旨答弁した。また、情報がそれぞれの地方公共団体等にあるという分散管理は変わらず、情報連携はこれまで紙でやりとりしていた情報をバックオフィスで連携するものであって、受け取る情報が増えるわけではないとし、今回の改正は、マイナンバーの基本的な部分は変わらずに、より利便性を向上し、安全性を向上させるものである旨答弁した²⁸。

（イ）国家資格関係事務等におけるマイナンバー利用の拡大

国家資格関係事務におけるマイナンバーの利用及び情報連携の拡大に関して、国家資

²⁷ 総務省ウェブサイト「公的個人認証サービスによる電子証明書」〈https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kojinninshou-01.html〉

²⁸ 第 204 回国会参議院内閣委員会会議録第 15 号（令 3.4.27）

格を有する者がマイナンバーとの連携を拒否できるのかについて問われ、平井大臣は、今回の改正法案においては、看護師、保育士など、社会保障分野の 32 の国家資格の登録等に関する事務について、マイナンバーの利用や情報連携等を可能にすることにより、添付書類の省略等による登録等の手続の簡素化、行政機関等における登録等の処理の効率化、登録情報の正確性の確保、最新化、マイナポータル²⁹を活用した資格証明などを実現するものであり、個々の国民がその利用等を拒否できる制度としてはおらず、マイナンバー法に規定する行政機関等が対象とする事務においてその利用等を行うことができる制度となっている旨答弁した³⁰。

また、「整備法案」では税と社会保障に係る 32 の国家資格が対象になっているところ、対象となる国家資格が将来拡大される可能性について問われ、平井大臣は、社会保障、税、災害分野に該当しない国家資格については、登録手続の簡素化等を図るべく、今後どのようにデジタル化を行うかを含め、令和 2 年 12 月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」³¹に基づいて、令和 6 年度の開始に向けて検討していく旨答弁した³²。

（ウ）電子証明書のスマートフォンへの搭載

マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載に向けた動きや開発状況について問われ、総務省は、今回の法改正案では、公的個人認証法³³において、スマートフォンに搭載する電子証明書として移動端末設備用電子証明書を創設するとともに、電子証明書のスマートフォンへの搭載を可能とし、スマートフォンのみで行政手続等を行うことを可能としているところ、この移動端末設備用電子証明書について、国際基準を満たした耐タンパー性³⁴を有する安全なチップにのみ搭載されるものとし、また、利用者の利便性に鑑み、マイナンバーカードの署名用電子証明書を用いてオンラインで発行手続を行うこととしている旨答弁した。さらに、法案が成立すれば、実運用に向けて、現在総務省で設置している有識者検討会の議論などを踏まえて、令和 3 年度中に技術的な安全性等を検証するための実証実験やスマートフォンに電子証明書を搭載するためのシステム設計を行い、令和 4 年度中の電子証明書のスマートフォンへの搭載を目指し、取り組んでいく旨答弁した³⁵。

²⁹ 国民が情報連携により提供された自己の特定個人情報等の提供記録や行政機関等が保有する個人情報（自己情報）を確認できる機能等の提供を行う政府のオンラインサービス

³⁰ 第 204 回国会参議院予算委員会会議録第 3 号 19～20 頁（令 3.3.3）

³¹ 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定。以下「2020 年デジタル・ガバメント実行計画」という。）〈https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/2020_dg_all.pdf〉では、「2021 年度（令和 3 年度）に、各種免許・国家資格等の範囲について調査を実施し、2023 年度（令和 5 年度）までに、共同利用できる資格管理システムの開発・構築を行い、2024 年度（令和 6 年度）にデジタル化を開始する」としている（同 37 頁）。これまでのデジタル・ガバメント実行計画の初版・改訂版の本文、概要等については、デジタル・ガバメント実行計画（政府 C I O ポータル）〈<https://cio.go.jp/digi-gov-action-plan>〉を参照。

³² 第 204 回国会参議院内閣委員会会議録第 17 号（令 3.5.11）

³³ 「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」（平成 14 年法律第 153 号）

³⁴ 「タンパー」（tamper）とは、「干渉する」「いじくる」「いたずらする」「勝手に変える」の意（内閣府ウェブサイト「マイナンバーカードのセキュリティ（IC チップ）」〈<https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/security05.pdf>〉）。

³⁵ 第 204 回国会参議院内閣委員会会議録第 14 号（令 3.4.22）。マイナンバーカードの電子証明書のスマートフォンへの搭載を令和 4 年度中に実現する方針については、「2020 年デジタル・ガバメント実行計画」（前掲・

また、移動端末設備用電子証明書の発行をマイナンバーカード所持者に限っている理由について問われ、熊田総務副大臣は、マイナンバーカードの電子証明書を信頼性の基礎としてオンラインで簡便かつ確実に発行することを可能としていること、仮にカードを所持していない者に発行することとした場合、発行時の本人確認のために窓口で対面での手続が必要となり、利用者及び行政機関双方にとって過度な負担となること、マイナンバーカードはデジタル社会の基盤としてその普及を進めることが重要であることが理由である旨答弁した。また、不正利用対策について、本改正で、移動端末設備の利用者に対し、機種変更時等の際に電子証明書の失効申請を行うことを義務付けるとともに、携帯キャリアや中古端末取扱い事業者に対し、窓口で電子証明書が失効、削除済みであることを確認するよう要請するなど重層的な措置を講じる予定であり、さらに、移動端末設備の紛失時には J-LIS（地方公共団体情報システム機構）のコールセンターへの連絡により電子証明書の機能を一時停止する運用とする旨答弁した³⁶。

（エ）情報漏えい等のリスクへの対応

マイナンバーが広く活用される状況における情報漏えいへの対応について問われ、平井大臣は、マイナンバーについては、個人情報保護の観点から、行政機関等の保有する個人情報は従来どおり各行政機関などで分散管理することとしているため、どこかの機関が一元的に把握、管理を行うものではなく、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとなっているが、その上で、現在進めているデジタル改革において、国民目線に立ったデザイン思考とセキュリティー・バイ・デザイン、すなわち使い勝手のよさと安全性の高さの両立を前提として、国民がデジタルの恩恵を安心して受けられるような社会を目指していく旨答弁した³⁷。

（２）公金受取口座登録法案及び預貯金口座個人番号利用申出法案

ア 経緯及び規定内容

令和２年４月に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に盛り込まれた「特別定額給付金」³⁸の給付の際、マイナポータルを用いたオンライン申請を導入したところ、一部の地方公共団体の給付事務に混乱が見られたことから、預貯金口座とマイナンバーのひも付けの必要性が改めて議論されるようになった。「国・地方デジタル化指針」では、「突発的な給付金支給事務においてマイナンバーを利用できるようにする仕組

注 31) 32～33 頁を参照。

³⁶ 第 204 回国会参議院内閣委員会会議録第 17 号（令 3.5.11）

³⁷ 第 204 回国会衆議院本会議録第 11 号 4 頁（令 3.3.9）

³⁸ 特別定額給付金事業は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 20 日閣議決定）の一環として、基準日（令和 2 年 4 月 27 日）において住民基本台帳に記録されている者 1 人につき 10 万円を給付した事業である（市区町村を実施主体とし、国が全額補助）。給付金の申請は、受給権者（世帯主）が郵送申請方式又はオンライン申請方式により申請することとされた。オンライン申請方式は、マイナンバーカード所持者がマイナポータルから電子申請するものであり、マイナンバーカードが本人確認のために利用されたが、申請で入力された情報は住民基本台帳と連携していなかった。そのため、市区町村は、申請された情報と住民基本台帳を照合する作業に追われ、オンライン申請の受付停止も相次いだ（総務省ウェブサイト「特別定額給付金（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連）」〈https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html〉）。

みと、マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組みの創設」に向け、令和3年通常国会に所要の法律案を提出し、可能な限り令和4年度中の運用開始を目指すとの方針が示された³⁹。

また、国民が金融機関に有している預貯金口座へのマイナンバーの付番（ひも付け）については、公正な社会保障給付や税負担の実現に資する観点から、平成30年1月から開始されているが⁴⁰、「国・地方デジタル化指針」では、預貯金付番を円滑に進める仕組みについて、令和3年通常国会に所要の法律案を提出するとの取組方針が示された⁴¹。

以上の経緯を受け、令和3年2月9日、政府は、デジタル改革関連法案の一環として、①各行政機関の長等が行う公的給付の支給等に利用する預貯金口座を登録できるようにすること、②個別の法律の規定によらない一定の公的給付の支給を実施するための基礎とする情報についてマイナンバーを利用して管理できるようにすること等を内容とする「公金受取口座登録法案」及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が預貯金口座に関する情報を提供する制度を創設する「預貯金口座個人番号利用申出法案」（図表3参照）を国会（衆議院）に提出した⁴²。

³⁹ 「国・地方デジタル化指針」（前掲・注26）26～27頁

⁴⁰ 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号）により、①預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とするマイナンバー法の改正、②金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする地方税法及び国税通則法の改正（公布後3年以内施行）が行われた。

また、同法律の附則に「政府は、附則第1条第6号に掲げる規定の施行後3年を目途として、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関が同条第3項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第1項に規定する農水産業協同組合が同条第3項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第7条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。」との検討規定が置かれた（附則第12条第4項）。

⁴¹ 「国・地方デジタル化指針」（前掲・注26）27～28頁。同指針は、①金融機関が国民に対し、新規口座開設時などにマイナンバーの告知を求めることを、法律上の義務として定める、②預金保険機構をハブとし、各金融機関とをオンラインでつなぐ仕組みを構築することにより、告知を受けた金融機関のみならず、各金融機関の口座への付番を、本人同意の下、可能にする、③マイナポータルからオンラインで、付番を申し込めるようにする、とした上で、①～③で構築した仕組みを利用して、④相続時のサービスとして、相続人の求めに応じ、あらかじめ被相続人がマイナンバーを付番しておいた口座を、預金保険機構が金融機関に照会して探し出し、発見された口座をマイナポータルを通じて相続人に提示するサービスを創設する、⑤災害時のサービスとして、被災者のキャッシュカード等が失われてしまっても、被災者の求めに応じて、預金保険機構が金融機関に照会して、あらかじめマイナンバーが付番された口座の所在を確認して、引き出しにつなげることができるサービスを創設するとした。

⁴² 両法律案の条文、概要等については、内閣府ウェブサイトの国会提出法案（第204回通常国会）ページ〈<https://www.cao.go.jp/houan/204/index.html>〉を参照。

図表 3 「公金受取口座登録法案」及び「預貯金口座個人番号利用申出法案」の概要

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案の概要		<予算関連法案>
公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとするともに、特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できることとする。		
1. 公的給付支給等口座の登録 預貯金者は、公的給付の支給を受けることができる一預貯金口座を、以下いずれかの方法により内閣総理大臣に申請し、マイナンバーとともに登録を受ける。 ①マイナポータルからオンライン申請、②預貯金者の同意により、行政機関が取得又は保有する口座情報の提供、③金融機関における登録申請 2. 行政機関等への口座情報の提供 行政機関の長等は、公的給付の支給等が必要があるとき、内閣総理大臣に対し、登録された口座情報の提供を求めることができる。 3. 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための仕組み (1) 特定公的給付 内閣総理大臣は、①国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの 又は ②経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの、を特定公的給付として指定する。 (2) マイナンバーを利用した管理 行政機関等の長は、特定公的給付の支給に係る情報について、マイナンバーを利用して管理することができる。 ※施行日：公布日から2年以内（特定公的給付に係る規定は公布日、金融機関における申請は公布日から3年以内）		
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案の概要		<予算関連法案>
デジタル社会形成基本法案に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図るため、 預貯金者の意思に基づくマイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が口座に関する情報を提供する制度を創設する。		
1. マイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度 (1) 金融機関に対する申出等 ・預貯金者は、口座がマイナンバーにより管理されることを希望する旨の申出をすることができる。 ・金融機関は、口座開設その他重要な取引を行うとき、預貯金者に対し、上記希望の意思の有無を確認しなければならない。 (2) 預金保険機構による通知等 ・金融機関は、預貯金者に対し、他の金融機関が管理する預貯金口座についても希望の有無を確認し、本人特定事項及びマイナンバー等を預金保険機構に対し通知する。 ・預金保険機構は、通知された本人特定事項及びマイナンバー等を他の金融機関に対し通知する。 ・通知を受けた金融機関は、預貯金者の本人特定事項等をマイナンバーにより検索することができる状態で管理しなければならない。 2. 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報を提供する制度 ・災害救助法の適用区域に居住していた預貯金者は、金融機関において、口座を有する金融機関の名称を提示し、当該口座の情報の提供を求めることができる。 ・相続人は、金融機関において、その被相続人を名義人とする口座に関する情報の提供を求めることができる。 3. 預金保険機構の業務の特例等 ・新法に基づき預金保険機構が新たに担う業務を規定 等 ※施行日：公布日から3年以内（一部を除く）		

(出所) 内閣府「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案の概要」及び「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案の概要」

イ 国会論議

(ア) 給付金の迅速な支給、個人単位の支給

公金受取口座登録法案によって令和2年の特別定額給付金のように世帯主に対して一括給付を行う場合、個人を単位とするマイナンバーに預貯金口座をひも付けるだけで迅速な給付が可能になるのか、また、世帯単位ではなくて個人個人に対しての給付も可能となるのかについて問われ、平井大臣は、公金受取口座登録法案は、任意で公金受取のための口座をマイナンバーとともに登録してもらい、その口座情報を各種公的給付の支給等に利用できるようにするものであるもので、各種給付等の申請においては、口座情報の記載や通帳の写しの添付、行政機関における口座情報の確認作業等を全て不要にすることができるようになり、各種給付等の事務手続において迅速に個人の口座情報を受け取ることが可能となる旨答弁した。それぞれの給付等を世帯単位とするか個人単位とするかについては、給付を所管する各府省の各制度の趣旨や制度設計によるものであって一概には言えないが、各種給付を受け取るための口座情報が幅広く登録されれば、個人単位で迅速に支給するということの環境が整備される旨答弁した⁴³。

⁴³ 第204回国会参議院内閣委員会会議録第14号（令3.4.22）

（イ）緊急時の給付金の給付事務へのマイナンバー利用

公金受取口座登録法案は、国民生活等に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害等が発生した場合等に、個別の法律の規定によらずに閣議決定等により支給される公的給付を「特定公的給付」⁴⁴として指定し、その支給を実施する行政機関に対して当該支給を実施するための基礎とする情報（支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報等）について、マイナンバーを利用して管理することができると定めている。

この規定に関連し、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する特別給付金⁴⁵の支給に際して、公金受取口座登録法案の規定によりマイナンバーを活用することにより申請を不要とするとの報道⁴⁶について問われ、厚生労働省は、受給者の方にとって手間が掛からず速やかな支給を行う観点から、既存制度の情報を活用し、できるだけ多くの方が申請不要で支給することを可能とする方法の一つとして、仮にデジタル改革関連法案が成立し、同法案に規定されている特定公的給付の指定を受けることとなった場合、当該方法が可能になるのではないかという観点から現在研究を行っている旨答弁した⁴⁷。

（ウ）預貯金口座付番に対する懸念への対応

預貯金口座へのマイナンバーの付番に対する、国が口座の中身をのぞくのではないかと、口座情報を収集しようとしているのではないかとといった懸念についての考えを問われ、内閣官房は、付番という行為は個人を特定するものであるが、必ずしも特定すること自体で情報が流れるということではないとし、現行の制度上、政府が法律に基づいて国民の金融資産を調査する場合は、例えば生活保護、税務調査等における調査は、預金口座にマイナンバーが付番されているか否かにかかわらず調査対象となっているものであって、付番の有無とそうした調査との可否というのは基本的に無関係である旨、また、マイナンバーで付番されるということは、預金口座とひも付けるだけで、口座の中身とひも付けるわけではない旨答弁した。その上で、マイナンバー制度は、基本的には、行政の効率化、国民の利便性向上という目的に沿って常にその普及を図ってきているが、こういったマイナンバー制度の趣旨や今回の付番の仕組みに対して不安があることは承知しており、そういう不安を解消できるように努力していく必要がある旨答弁した⁴⁸。

（エ）預貯金口座付番の義務化をめぐる議論

預貯金口座個人番号利用申出法案は、金融機関への義務として、新規口座開設時等の際に、国民に対して本人同意を前提としてマイナンバーを尋ねる義務を規定している一

⁴⁴ 令和2年の「特別定額給付金」（前掲・注38参照）のように、法律に基づかずに決定される公的給付を想定したものである。

⁴⁵ 厚生労働省ウェブサイト「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」〈https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18013.html#h2_free3〉参照。

⁴⁶ 『読売新聞』夕刊（2021.4.22）「子育て給付金の申請不要に 政府方針 マイナンバー活用」

⁴⁷ 第204回国会参議院内閣委員会、総務委員会連合審査会会議録第1号（令3.4.27）。その後、令和3年5月28日に厚生労働省子ども家庭局長からの各都道府県知事及び市区町村長宛ての通知（「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（子発0528第1号））では、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者への支給は、申請不要の支給（積極支給）の方法により実施するとされた。

⁴⁸ 第204回国会衆議院内閣委員会会議録第8号5頁（令3.3.12）

方、国民には付番の義務付けは行わず、希望者の申出による付番としている。

公平公正な社会保障制度や税制の実現に向けて、全ての銀行口座をマイナンバーにひも付けするよう義務化すべきではないかと問われ、平井大臣は、特定口座などの証券口座は口座名義人本人に告知義務を付したが付番が進まなかったことに触れ、預貯金口座への付番を促進するため、付番の申出のしやすさ、具体的な国民のメリットを充実させることとし、1回の付番の申出を行うことにより、本人が他の金融機関に有する口座についても、個別に申出をする必要がなく、預金保険機構を通じて自動的に付番がされる仕組みや、相続時や災害時に口座の所在を的確に確認できる仕組みを規定し、付番の実効性確保を高めることとしている旨答弁した⁴⁹。

なお、預貯金口座への付番の義務化をめぐっては、衆議院内閣委員会において、預貯金口座個人番号利用申出法案に対して、日本維新の会・無所属の会及び国民民主党・無所属クラブから、マイナンバーの提供を受けることを金融機関に義務付ける等を内容とする修正案が提出されたが否決された⁵⁰。

（オ）災害時における預貯金口座情報提供制度創設に当たっての立法事実

預貯金口座個人番号利用申出法案は、災害時に被災者のキャッシュカード等が失われてしまっているにもかかわらず、被災者の求めに応じて、預金保険機構が金融機関に照会して、あらかじめマイナンバーが付番された預貯金口座の所在を確認して、引き出しにつなげることができるサービスを創設する規定を設けた。

この規定を設ける必要性の根拠となる立法事実について問われ、内閣官房は、直近5年間については定量的には個別に具体的な事例を把握しているわけではないと答弁し、さらに、過去10年に期間を広げた場合については、例えば東日本大震災において、災害時等に通帳、キャッシュカード等を携帯せずに避難した場合等において、その預貯金口座の把握が困難であったという事例を承知している旨答弁した⁵¹。

（カ）付番した預貯金口座情報の活用範囲の拡大

預貯金口座個人番号利用申出法案においてマイナンバー付番によりひも付けされた預貯金口座情報の活用範囲を災害時と相続時に限定することになった趣旨について問われ、内閣官房は、これを手始めに、預金者の利便性向上という観点からも、今後、いかなる場合にどのように活用していくのか更に検討していく余地がある旨答弁した。さらに、養育費不払い問題への対応など、ひも付けされた口座情報の利活用の範囲を拡大することが想定できるか問われ、内閣官房は、マイナンバー制度は、税、社会保障、災害分野で使われているが、養育費の問題は子育てや少子化の問題であるという点で社会保障的な側面を持っているところ、この問題について法務省法制審議会で審議が開始されたところであり、その検討を見ながら法務省とともに検討していきたい旨答弁した⁵²。

⁴⁹ 第204回国会衆議院本会議録第11号14頁（令3.3.9）

⁵⁰ 第204回国会衆議院内閣委員会議録第14号4～5頁（令3.4.2）。修正案の本文、新旧対照表等については、衆議院法制局ウェブサイト「衆法情報」〈https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statitics/housei/html/h-shuhou204.html#shudata〉参照。

⁵¹ 第204回国会参議院内閣委員会議録第17号（令3.5.11）

⁵² 第204回国会衆議院内閣委員会議録第13号2～3頁（令3.3.31）

4. おわりに

近年、個人情報の保護を図りつつ国際的な個人データ流通が円滑に行われるための環境整備など、データ利活用やデータ戦略策定の動きが活発化し、個人情報の取扱いが改めて議論されている。改正法の施行に向け、個人情報保護を一元的に監視、監督することとなる個人情報保護委員会の体制をどのように拡充強化するのか、今回のデジタル改革関連法案の国会審議では、政府から具体的な姿は提示されなかった⁵³。個人情報保護委員会の体制強化の必要性に関しては、衆参内閣委員会における附帯決議においても言及されており、デジタル社会の構築に向けて重要となる個人情報の保護をより実効性あるものにするため、今後の個人情報保護委員会の体制が果たして必要十分なものとなるのか、地方公共団体における個人情報の取扱いに係る今後の動向等とともに、注視していく必要がある。

また、デジタル改革関連法の施行によりマイナンバーの利用範囲等が更に拡大し、マイナンバーは、社会全体のデジタル化を進めていく上でますます重要な役割を担っていくものと考えられる⁵⁴。今後、マイナンバー及びマイナンバーカードを活用した様々な機能の実装が進み、更に多くの国民が真に利便性の向上を実感できるよう、使い勝手の抜本的な改善等を図る取組が必要となる一方、個人情報の一元管理や情報漏えい、不正利用等の懸念に対しては、不安が十分払拭されるよう、引き続き国会での議論等を通じて丁寧な説明が求められる。

(もり ひではる、おおそね のぶひこ)

⁵³ なお、宍戸常寿参考人（東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、法改正後の個人情報保護委員会に求められる役割について、現在の事務局体制では回らないと思う、今よりもイメージとしては倍とかそのぐらいの規模感が本来求められるのではないかと旨述べている（第204回国会参議院内閣委員会会議録第16号（令3.5.6））。

⁵⁴ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）においても、引き続き、マイナンバーカードの普及やマイナンバーの利活用促進に向けた取組を推進することとしており、このうちマイナンバーカードの在留カードとの一体化、社会保障・税・災害の3分野以外の分野におけるマイナンバーを利用した情報連携等については令和4年通常国会に所要の法律案を提出することとしている（同10～11頁）。